



図 2-2 労働災害事例イメージ

オルトートルイジン、2,4-キシリジン等を原料として染料・顔料中間体を製造する作業に従事する労働者に膀胱がんが発生²³

被災者はオルトートルイジン、2,4-キシリジン等の芳香族アミンの原料から、染料・顔料中間体を製造する工程において、原料の反応工程及び乾燥工程で作業に従事していた労働者が膀胱がんを発症した。

作業環境測定や個人ばく露測定の結果、許容濃度と比べて十分小さい濃度であったことから、オルトートルイジンの経気道ばく露は少ないと考えられた。

一方、オルトートルイジンを含む有機溶剤でゴム手袋を洗浄し繰り返し使用することは多くの労働者が行っていたこと、夏季は半袖の化学防護性のない一般的な服装で作業していたこと、作業の過程でオルトートルイジンを含む有機溶剤で作業着が濡れることがしばしばあったこと、作業着が濡れた直後にシャワー等で体を洗い流さなかったこと等、オルトートルイジンに皮膚接触する機会があった。以上より、オルトートルイジンに皮膚接触し、長期間にわたり労働者の皮膚から吸収（経皮ばく露）されたことが原因と考えられている。



図 2-3 労働災害事例イメージ

²³ 厚生労働省「福井県の事業場における膀胱がん発症に係る調査結果について」を基に作成
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000126109.html>)